

○九州工業大学超小型衛星試験センター共同利用研究細則

平成27年1月 日九工大細則第 号

九州工業大学超小型衛星試験センター共同利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、九州工業大学宇宙環境技術ラボラトリー規則（平成16年九工大規則第84号）第20条の規定に基づき、超小型衛星試験センター部門（以下「センター」という。）における共同利用研究の利用等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申込みの方法)

第2条 共同利用研究の申込みは、別紙共同利用研究申込書様式1～4号、及び共同利用研究公募申請書により行うものとする。

(受入条件)

第3条 共同利用研究の受入れの条件は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 外部の若手研究者が自らの開発した革新的超小型衛星技術（主としてコンポーネントレベル）の研究に使用する事。
- 2 共同利用研究は、年間5件まで受け入れるものとする。国外研究者にも開放を行うが、3件を国内研究者に優先的に割り当てるものとする。
- 3 次に掲げる場合には、委託者の受ける損害に対してセンターはその責任を負わない。
 - (1) やむを得ない事由によって試験等を中止したため損害が生じたとき。
 - (2) 試験等を行うために提出された衛星・コンポーネント・材料等（以下「供試体等」という。）に損害が生じたとき。
 - (3) 第6項の場合において、センターの機器等の使用者の責に帰する事由によって損害が生じたとき。
- 4 供試体等の搬入及び搬出は、すべて共同利用者が行うものとする。
- 5 宇宙環境技術ラボラトリー施設長（以下「施設長」という。）が受入れできないと判断した供試体等に係る試験等については、受入れをしないものとする。
- 6 共同利用者がセンターの機器等を使用する場合は、共同利用研究申込書様式2～3に記載した内容で使用を行うものとし、同書の確認事項を遵守のうえ試験等を行うものとする。使用機器の変更、スケジュールの変更等が発生した場合は、センターと協議の上、変更の承認を得て、使用するものとする。
- 7 試験で得られたデータについて、九州工業大学（以下「本学」という。）は保証しない

ものとする。

(受入れ及び結果の通知)

第4条 共同利用研究の採択の可否及び採択結果の通知は、運営委員会の承認を経て行うものとする。

(秘密の保持等)

第5条 センター及び共同利用研究者は、試験等の実施で知り得た相手方の秘密、知的財産権等を、相手方の書面による同意なしに開示してはならない。

2 試験で得られたデータを委託者が公表する場合、原則として本学の名称を使用することはできない。また、本学を特定できる表現も同様とする。ただし、施設長が本学の名称の使用を許可した場合はこの限りでない。

(試験等の料金)

第6条 基本的に共同利用者には、設備使用料・オペレータ料及び一定額までの消耗品等の免除を行うが、特別な機材、消耗品等を使用した場合、費用が発生することがあり、その際の料金はセンターを経て大学から請求するものとする。

2 請求が発生する場合は、本学が発行する請求書により収納するものとする。

附 則

この細則は、平成27年1月20日から施行する。